

## 定期購入の条件要確認

通信販売において「おトクにお試しだけ」のつもりが、高額な「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。

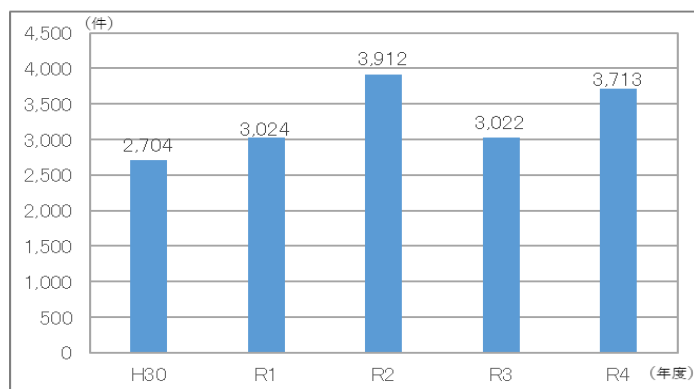
▼スマホで、化粧品が初回限定で安く購入できるという広告を見て注文した。1回限りと思っていたところ、翌月2回目を送られてきた。販売業者に問い合わせると4回が購入の条件となり、5回目以降でないと解約できないと言われた。定期購入だったことも、回数に縛りがあったことも知らなかった。(40代・女性)

▼SNS(交流サイト)の広告に、シミ取りクリームがお試し価格千円、2回目以降は1万円ほどとなる定期コースだが「いつでも解約できる」と書かれていたので購入した。しかし、思ったほど効果がなかったため、解約をしようと業者に電話をかけたが一向につながらず、解約できない。(60代・女性)

インターネットなどで注文する通信販売ではクーリングオフが適用できません。そのため、注文の際には、この契約が、定期購入であるのか否か、購入回数縛りの条件や支払総額はいくらか、解約、返品はできるかなど、契約条件の細部をしっかりと確認しましょう。

また、注文の最終確認画面などは、印刷したりスクリーンショットを撮ったりなどし、契約内容を保存しておきましょう。

さらに「いつでも解約できる」と表示されていても、実際解約をしようとするとう電話がつながらなかったり、申し込みの手軽さに比べ、解約の手続きは複雑で容易に解約できない仕組みを取ったりする業者も存在します。おかしいと思ったら、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた  
インターネット通販に関する相談件数

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。